

United States v. Visa U.S.A., Inc.

米国第 2 巡回区控訴裁判所判決

344 F.3d 229 (2nd Cir. 2003)

本件は、米国のクレジットカード業界⁽¹⁾における 2 大ネットワークであるビザおよびマスターが、これらのブランドを付したクレジットカードを発行する銀行に対して、アメックス等競合ブランドを付したクレジットカードを発行することを禁じていたことが、シャーマン法 1 条に違反するとされた事例である。

本判決は、多数の銀行による共同事業体 (JV) であるビザおよびマスターの内部規則について合理の原則にしたがって検討しているところ、本件判決における市場画定手法、市場支配力の認定手法、正当化理由の判断枠組み等に係る判示は、わが国における違反被疑事件処理のあり方に対しても示唆を与えるものであると考えられる。

1 事実の概要

(1) クレジットカード業界の状況

米国のクレジットカード業界における主要企業・事業体は、Visa U.S.A., Inc. (以下「ビザ」という) および MasterCard International, Incorporated (以下「マスター」という) ならびに American Express Company (Amex) (以下「アメックス」という) および Discover Financial Services, Inc. (以下「ディスカバー」という) である。

(1) わが国における「クレジットカード」に相当するものとして、米国では credit card と charge card がある。本件判決によれば、前者は各支払サイクル到来の都度カード保有者が残高全額を返済するカードをいい、後者はカード保有者が残高の一部を返済すれば足りる (未返済残高に対しては利息が付される) カードをいう。本稿においては、説明の便宜上これらを包括して「クレジットカード」とよぶこととする。

(i) ビザおよびマスター

ビザおよびマスターは、多数の金融機関（その大多数は銀行であり、以下単に「銀行」という）の出資による非営利の共同事業体である⁽²⁾。ビザおよびマスターは、いずれも他方のブランドを付したクレジットカードを発行することを容認しているので、ビザの会員銀行（約2万）の多くはマスターの会員（約1.4万）でもある。

なお、ビザの上位組織として、「Visa」ブランドを保有し各地域組織へライセンス供与している Visa International Corp.（「ビザ・インターナショナル」）がある。米国における唯一の地域組織がビザである。

ビザおよびマスターの会員銀行は、「発行者（issuer）」もしくは「加盟店開拓会社（acquirer）」またはその双方として活動している。発行者はクレジットカードを消費者（カード保有者）向けに発行する者であり、加盟店開拓会社はカード決済に係る取引データを商店等から入手してビザまたはマスターが運営するネットワークへと橋渡しする者をいう。

消費者（カード保有者）がビザのブランドを付したクレジットカード（「ビザカード」）またはマスターのブランドを付したクレジットカード（「マスターカード」）を使用して商品等を購入しようとする場合、カード使用を受け付けた商店（加盟店）は当該取引に係るデータを加盟店開拓会社に送信し、加盟店開拓会社が当該データを処理してビザまたはマスターが運営するネットワークへと送信する。ビザおよびマスターのネットワークは当該データを発行者へと取り次ぎ、発行者は当該カード保有者が十分な信用枠を有していることを確認した場合には当該取引を承認してその旨加盟店開拓会社へ通知し、当該情報はさらに商店へと通知されることとなる。

(2) ビザおよびマスターが銀行による共同事業形態を採用した背景として、1970年代初頭において州際銀行業務（interstate banking）に対する規制を回避する必要がある旨指摘されている。参照、Symposium, “The Second Circuit’s Decision in *United States v. Visa/MasterCard*”, ANTITRUST SOURCE (May 2004), <http://www.abanet.org/antitrust/at-source/04/05/visa.pdf> (last visited Jan. 11, 2011)、4頁。

(ii) アメックスおよびディスカバー

アメックスおよびディスカバーは、ビザおよびマスターとは異なり、クレジットカードの発行、加盟店開拓およびネットワークサービスを総合的に提供する営利企業である。すなわち、アメックスおよびディスカバーは消費者に対して自らクレジットカードを発行し、かつ自ら商店に対して取引情報に係る処理サービスを提供している。

消費者（カード保有者）がアメックスのブランドを付したクレジットカード（「アメックスカード」）を使用して商品等を購入しようとする場合、商店（加盟店）はアメックスに対して直接に取引に係るデータを送信し、アメックスは、当該カード保有者が十分な信用枠を有していることを確認した場合には当該取引を承認する（ディスカバーも同様である）。

(iii) 競争関係

クレジットカード業界においてはカード発行段階、ネットワーク段階等において競争関係が存在する。カード発行のレベルでは、ビザカードまたはマスターカードを発行する約2万の銀行相互間に、さらにはアメックスおよびディスカバーとの間でも、競争関係が存在する。他方、ネットワーク段階においては4大ネットワークが競争関係にある⁽³⁾。

(2) 排他規則

ビザおよびマスターの会員銀行は、各共同事業体がそれぞれ定める内部規則（付属定款その他の規則等）に従うものとされている。ビザおよびマスターはいずれも、各々の内部規則において、会員銀行がアメックスカードおよびディスカバーカードを発行することを禁じていた（以下「排他規則」という）。

アメックスは、遅くとも1995年以降、銀行に対しアメックスカードを発行するよう働きかけてきた。しかし、ビザおよびマスターにおける排他規則

(3) 各者のシェアは、ビザ47パーセント、マスター26パーセント、アメックス20パーセント（取引高ベース。1999年）であった。なお、訴状によれば、米国には、以上のほかダイナース（シティコープが運営するネットワーク。シティコープはビザカードおよびマスターカードの最大の発行者でもある）およびJCB（日本に拠点を置き、米国では主に日本からの駐在員に対しクレジットカードを発行している）があるが、いずれもシェアは低く、これらのカードを受け入れる加盟店も少なかった。

の存在ゆえ、アメックスカードを発行した銀行はビザカードおよびマスターカードの発行をいずれも断念せざるを得なくなるのであるから、そのような方針をとろうとする銀行はなかった。

(3) 本件の経緯

本件については、1998年10月、司法省が被告らを民事提訴し⁽⁴⁾、2001年10月、ニューヨーク南部地区地裁が司法省の主張を一部認める判決を下した⁽⁵⁾。その後、被告らが控訴し、本判決に至ったものである。なお、本判決に対する被告らの上告受理申立ては、2004年10月に斥けられた。

2 判示事項

(1) 概要

地裁判決は、排他規則はクレジットカードを銀行を通じて発行するというビジネスからアメックスおよびディスカバーを排除しているものであり、シャーマン法1条に違反すると判断した。本判決（控訴審判決）は、大要以下のとおり地裁判決における分析枠組みおよび事実認定について検討した上で、地裁判決の結論を維持した。

(2) 立証責任および要証事項について

本件行為はいずれも原則違法の類型に該当するものではないから、合理の原則によって判断される。合理の原則に基づく審理に際して政府が挙証すべき事項は、まず、被告が特定の商品・サービス市場において市場支配力を有することであるが、さらに、検討対象市場において被告らの行為が実質的な反競争的効果をもたらしたことも立証しなければならない。

(4) Complaint, United States v. Visa U.S.A., Inc., 183 F.Supp. 2d 613 (S.D.N.Y. 2001) (No. 98 CIV. 7076 (BSJ)), *available at* <http://www.usdoj.gov/atr/cases/fl900/1973.htm>.

(5) 司法省は排他規則の他、二元支配構造（dual governance。ビザおよびマスターの双方に参加している会員銀行について、ビザまたはマスターいずれかの理事会に理事を派遣することはできるものの双方に同時に理事を派遣することはできないこととされていた仕組みを指す）についてもシャーマン法1条に違反すると主張していたが、地裁判決において退けられた。この点については司法省が控訴しなかったことから、控訴審においては二元支配構造の論点は議論されていない。

政府が当該要証事項の立証を果たした場合には、証拠提出責任 (the burden of production) は被告らの側に移り、被告らは競争促進的効果に基づく正当化理由を提出しなければならない。被告らが当該証拠提出責任を果たした場合、政府は、問題の反競争的効果が被告らの競争促進的正当化理由を達成するために合理的に必要なものではない旨、あるいは当該競争促進的目的がより競争制限的でない方法によっても達成され得る旨を立証しなければならない。

(3) 合理の原則に基づく検討

(i) 検討対象市場の画定について

本件における検討対象市場は、相互に関連するが独立の2つの市場、すなわち、「一般目的カード」(general purpose card) 市場および一般目的カード向け「ネットワークサービス」市場である⁽⁶⁾。

一般目的カード(本稿においてクレジットカードと呼ぶものに相当する。前掲注(1)参照。)市場においては、カード発行者が供給者であり、カード保有者が需要者である。地裁判決は、専門家証言を経て、消費者の大半は他の支払手段(現金、小切手、デビットカードおよび特定目的カード⁽⁷⁾)を合理的代替商品であると考えていない旨認定している。また、政府側専門家証人が消費者選好に関する実証分析に基づいて証言しているとおり、カード使用料が大幅に引き上げられたとしても、カード保有者は他の支払手段を選択することなく当該カードを保有し続けるであろう。したがって、一般目的カードについて、他の支払手段から独立した商品市場が画定される。

ネットワークサービス市場では、4大ネットワークが供給者であり、カード発行者および商店が需要者である。ネットワーク構築費用は莫大であるため、銀行、商店等が独自のネットワークサービスを提供することは不可能である。また、銀行にとってのカード発行による利益や商店にとってのカード決済を受け入れることによる利益に比べれば、ネットワーク使用料は無視し

(6) 地理的範囲は米国全域である。

(7) 個々の小売チェーンが発行する、当該チェーンにおいてのみ使用されるカードをいい、本判決においては、SearsやMacy'sが発行するカードが例示されている。

得るほど低額であるので、仮にネットワーク使用料が大幅に引き上げられたとしても、カード発行からの撤退やカード決済受入中止への合理的な経済的誘因とはならないだろう。

(ii) 市場支配力の認定について

ビザおよびマスターは、共同でも各々単独でも、ネットワークサービス市場において市場支配力（market power）（価格を支配しまたは競争を排除する能力⁽⁸⁾）を有する。

市場支配力は、それを有することを表す特定の行為に被告らが及んでいる旨の証拠によって認定することができ、代替的には、検討対象市場における十分に大きな市場シェアから推認することもできる。

地裁判決は、仮にカード決済手数料が大幅に引き上げられても商店は顧客の選好ゆえビザおよびマスターによる支払を拒めない旨の（商店の証言に基づき認定した）事実および寡占化が高度に進行しているネットワークサービス市場において被告らが高いシェアを有している旨の事実（取引高ベースでビザが47パーセント、マスターが26パーセント（1999年））に基づいて、被告らの市場支配力を認定している。これらの事実は被告らが市場支配力を有する旨認定するに足りるものである。

地裁判決が依拠した以上の事実に加え、アメックスは、ビザおよびマスターが排他規則を制定したがゆえ、米国の銀行に対してアメックスのネットワークサービスを利用させる試みに失敗してきたものであるが、当該事実は要するに、ビザおよびマスターが排他規則を策定して最大の競争業者を事実上排除しているということであり、ビザおよびマスターがネットワークサービス市場において市場支配力を有することを実証するものである。

(iii) 反競争的効果について

地裁判決は、ビザおよびマスターの排他規則はカードの産出量（発行量）および多様性を減少させ、かつネットワークサービスの産出量を減少させ価格競争を制限させ、もって競争を害している旨認定しているところ、当該結

(8) United States v. E. I. du Pont de Nemours & Co., 351 U.S. 377, 391 (1956).

論に誤りがあるとまではいえない。

本件における反競争的効果を裏付けるもっとも説得的な証拠は、アメックスおよびディスカバーがネットワークサービス市場の一部⁽⁹⁾から完全に排除されているという事実である。排他規則によって、4大ネットワークがカード発行者である銀行に対してサービスを提供するという競争は深刻に損なわれている⁽¹⁰⁾。

ビザおよびマスターがネットワーク使用料の割引、新サービスの提供等により相互に競争してきた事実は認められるが、これは2者間の競争にすぎないのであって、仮に4者が銀行向けに競争を繰り広げていれば競争はより活発になっていただであろう。現に、ビザ・インターナショナルの社内文書には、アメックスがビザの会員銀行と提携することが可能となればより熾烈に競争せざるを得なくなるであろうと記されている。

(4) 被告らの反論（正当化理由等）について

被告らは、地裁判決に対して、排他規則が個々の「競争者」に不利を与えているにすぎないのに「競争」を害していると認定したことは誤りである旨主張している。なるほど排他規則が競争者を害していることは疑いが無いが、しかしそのことは排他規則が同時に競争をも害していることを否定するものではない。

また被告らは、地裁判決に対して、反競争的効果を上回る実質的な競争促進効果が存在することを無視していることは誤りであり、むしろ、排他規則は各ネットワーク内における会員銀行の結束を高めて各ネットワークが有効に競争を行えるようにするものであるから、正当かつ競争促進的な事業戦略に付随するものにすぎないと主張する。しかし、ビザはその会員銀行が競争業者であるマスターのブランドを付したカードを発行することを容認しており、その逆も容認されているにもかかわらず、それゆえに会員銀行の結束が崩壊したという結果を示す証拠は存在しないのであるから、会員銀行が競争

(9) 銀行向けサービスを指す。

(10) 本判決は、カード発行市場においては約2万に及ぶ多数の競争者が活発に競争している旨指摘している。

業者のカードを発行すれば結束が崩壊して競争が害されるであろうと認めることはできない。

(5) ビザ・インターナショナルの責任について

地裁判決は、ビザ・インターナショナルは排他規則の制定について積極的奨励を行っていたので責任を負うと判断している。本件における事実関係に照らせば、当該積極的奨励行為がビザ・インターナショナルに対して責任を課す根拠として足りないということとはできない。

3 解 説

(1) 概 要

本件は、米国のクレジットカード業界において、ビザおよびマスターが内部規則においてそれぞれ「排他規則」を定めることにより、各ネットワークの会員銀行に対し、アメックス等競合ブランドを付したクレジットカード等を発行することを禁じていたことが、シャーマン法1条に違反すると判断された事例である。

本判決は、銀行による共同事業体であるビザおよびマスターにおける会員銀行間の合意事項である排他規則について、これをカード発行市場において相互に競争している銀行間の水平的合意と見て、合理の原則に従って検討しているものである。

(2) 合理の原則に基づく検討について

(i) 検討対象市場の画定について

検討対象市場の画定については、本判決はいわゆる SSNIP テストにも触れつつ、「一般目的カード」市場および当該カード向け「ネットワークサービス市場」を画定している。

いわゆる SSNIP テストは、市場画定作業における代替性の分析手法として広く用いられているものではあるが、本判決においては、専門家証言をいわば直接的証拠として用いて代替性について判断した上で SSNIP テストを補充的に用いる旨が示唆されており、SSNIP テストのみに依拠することな

く分析が行われている点に留意すべきように思われる⁽¹¹⁾。

(ii) 市場支配力の認定について

本判決は、ネットワークサービス市場においてビザおよびマスターが共同でも単独でも市場支配力を有する旨認定している⁽¹²⁾。

市場支配力に係る評価においては、通常は市場シェアが検討の出発点となると考えられているところであり⁽¹³⁾、最高裁判例には、30パーセントの市場シェアでは市場支配力を認定するに足りないとしたものもあるところ⁽¹⁴⁾、本件においてマスターの市場シェアが26パーセントにとどまることからすれば、マスターが単独でも市場支配力を有すると認定された点は注目される。

本判決はこの点に関して、地裁判決が依拠した市場シェアその他の認定事実は市場支配力の認定に十分であると一応是認してはいるものの⁽¹⁵⁾、これに加えて、市場支配力を有することを表すような行為に被告らが及んでいた旨の証拠によって市場支配力が認定され得る旨の一般論を提示し、本件において被告ビザおよびマスターが排他規則によってアメックスによる銀行に対する勧誘を事実上排除してきた事実を当該行為として具体的に摘示している。これは、本判決が、市場シェアからの市場支配力の推定ではなく、いわば直接的証拠からの市場支配力認定を指向していることを示唆しているものであ

(11) 本件においては、カード保有者がカード使用に当たって手数料を支払う立場にない（むしろ航空会社マイレージなどを獲得できる場合がある）ことにかんがみると、SSNIPテストを適用することは容易ではないとも言い得る。この旨を指摘するものとして、前掲注(2)9頁がある。

(12) 本判決が、ビザおよびマスター各々の市場支配力を認定するにとどまらず、両者共同でも市場支配力を有する旨判示した趣旨は明確ではない（本判決は、ビザおよびマスターが排他規則の制定・維持等について合意していた旨認定しているものではないので、当該判示は必須のものではないと思われる）。司法省が訴状において両者シェアの合算値を示すなどして両者が共同して市場支配力を有する旨主張していたことから、地裁判決および本判決は、当該主張に応答するためかかる認定を行った可能性がある。

(13) ALD6版66頁。

(14) *Jefferson Parish Hospital District No. 2 v. Hyde*, 466 U.S. 2, 26-29 (1984)。本判決は当該判例に言及していない。

(15) 本判決は、ネットワークサービス市場が高度に寡占化の進行した市場であることに言及した上で、市場シェアについて検討を加えている。

り興味深い。

なお、司法省らは本判決の後、ビザ、マスターおよびアメックスによるある商慣行がシャーマン法1条に違反するとしてこれらの者を提訴しているところ（2010年10月）⁽¹⁶⁾、訴状において司法省は、市場支配力について直接的証拠から認定できる旨主張した上で、直近の市場シェア（ビザ43パーセント、マスター27パーセント、アメックス24パーセント）のデータについては、アメックスを含む3者がいずれも市場支配力を有する旨の直接的証拠に基づく主張に沿う事実の1つとして言及している。

(iii) 反競争的効果の認定について

違反被疑行為の競争に対する影響の評価は困難を伴う場合もあるところ⁽¹⁷⁾、本判決は、排他規則ゆえにアメックスが会員銀行に対するカード発行の勧誘に失敗した旨の事実を反競争的効果のいわば直接的証拠として扱い、排他規則がネットワークサービス市場において現実に価格競争およびイノベーション競争を阻害した旨認定している。

なお、地裁判決は、ビザおよびマスターが供給者ではない（供給者は会員銀行である）カード発行市場についても、多様な特徴を有するカードが発行されなくなり、あるいはカード産出量が減少していくという点において反競争的効果が生じているとの旨、相当の紙幅を割いて論じているところ、本判決は当該認定が誤りであるとはいえないと簡潔に是認している。この点については、ビザおよびマスターがカード発行市場における供給者（カード発行者）として活動していない点を重視すれば、同者に対してカード発行市場における反競争的効果について責任を負わせることが可能か否かが問われ得るところであるが⁽¹⁸⁾、ビザおよびマスターがカード発行者（銀行）等を会員と

(16) Complaint, United States v. American Express Co., No. 1 : 10-cv-04496, *available at*, <http://www.justice.gov/atr/cases/f262800/262864.htm>. なお、ビザ（本判決当時とは異なる法人格である）およびマスターは、いずれも原告らと和解している。

(17) ALD6 版 231 頁。

(18) *Intergraph Corp. v. Intel Corp.*, 195 F. 3d 1346, 1359-60 (Fed. Cir. 1999) は、Intel が事業を行っていない市場における反競争的効果について、同社は反トラスト法上の責任を負わない旨判示している。

する共同事業体であり、排他規則は当該カード発行者等による合意であることからすれば、ビザおよびマスターがカード発行者とまったく無縁の存在であるとまでは言い難いように思われる⁽¹⁹⁾。

(3) 正当化理由について

本判決は、一般論として、政府側が市場支配力および反競争的効果の立証に成功した場合には、証拠提出責任が被告らの側に移り、競争促進的効果による正当化理由については被告側が証拠を提出しなければならない旨判示している。

本件において被告らは競争促進的効果が反競争的効果を上回る旨主張しているが（なお、いずれもネットワークサービス市場に生じる効果が念頭に置かれている）、本判決は、被告らに対し、反競争的効果を相殺し、または上回る内容の競争促進効果について証拠を提出するよう明示的に要求しているものではない⁽²⁰⁾。本判決は、被告らに対して競争促進的効果による正当化理由について一応の証拠提出責任を課すにとどまり、被告らが当該責任を履行した場合には、問題の競争制限行為が当該正当化理由達成に合理的に必要なものではない旨、または当該正当化理由がより競争制限的でない方法によっても達成され得る旨について政府側に対して立証を求めるという枠組みを定めることによって、立証責任ないし証拠提出責任の両当事者への分配を図っているものと理解できる。裁判所が反競争的効果と競争促進的効果とのいわゆる「裸の利益衡量」を迫られることとなる事態は、上記の枠組みに従うことによって多くの場合回避し得るものと思われる⁽²¹⁾。

(19) なお、本判決はカード発行市場における反競争的効果についてはいわば傍論のように扱っている。この点については、ネットワークサービス市場における反競争的効果が明確に認定されていること、ネットワークサービス市場における反競争的効果を排除するため排他規則の破棄を命じれば多様なクレジットカードが発行されることとなり、カード発行市場における反競争的効果も解消されるものと予期し得ること等にかんがみると、本判決におけるかかる扱いも不自然ではないと考えられる。

(20) 本判決は、その文面上は、競争促進的効果が反競争的効果を上回る旨の被告ら主張を受けて、被告らとその立証に失敗した旨の結論を示しているにすぎない。

(21) なお、本判決前後の下級審判例の状況、および現に具体的な衡量が試みられた先例に乏しいことについては、ALD6 版 74 頁を参照。

なお、本判決が被告の主張する競争促進効果について事実のレベル（ビザの会員銀行がマスターカードを発行してもビザの会員銀行間の結束が崩れたとは認められない旨）でこれを斥けていることからすれば、被告の主張する競争促進効果は単なる抽象的・観念的なものでは足りず、事実によって裏付けられたものであることが求められていると理解できよう⁽²²⁾。

(4) ビザ・インターナショナルの責任について

本判決は、排他規則の維持における積極的奨励行為を根拠としてビザ・インターナショナルの責任を肯定した地裁判決について、本件における諸事情に照らせばかかる行為は責任の根拠として不十分とはいえないとして是認している。

本件においては、ビザ・インターナショナルがビザ（米国における地域組織）による排他規則改廃を阻止する権限を有するものと見られることから、ビザのみを命令名宛人（被告）とするのみでは、排他規則の破棄を内容とする命令（判決）の履行確保が困難化する可能性を完全に排除することはできないものと推察される。したがって、ビザ・インターナショナルの責任を肯定することは、実質的には命令履行を確保する効果を有しているように思われる。

ビザ・インターナショナルが米国における地域組織であるビザの内部規則の改廃に関して介入権限を有すること、ビザの排他規則継続を支持する旨の積極的な奨励を行っていたこと、ビザが取引情報処理等に関してビザ・インターナショナルに大いに依存していたことその他の地裁判決における認定事実にかんがみれば、両者間には親子関係に比肩すべき密接な関係が存在していたといい得るところであり、したがって本判決は、実質的にはビザ・インターナショナルに対して親会社責任に相当する責任を問うたものとして理解することもできよう。

4 実務上の影響・日本法への示唆

本判決は、共同事業における会員間の合意について合理の原則に基づいて

(22) このことを指摘するものとして、前掲注(2)4頁。

分析しているところ、市場画定や市場支配力の認定における直接的証拠および経済分析それぞれの具体的な利用のあり方、正当化理由の検討枠組み等において、米国およびわが国の実務に対して示唆を与えるものであるといえる。現実には、司法省はアメックス等に対する民事提訴（2010年10月）において、上記のとおり、市場支配力の認定について本判決における検討枠組みに沿った主張を行っている。

わが国においては、不当な取引制限および私的独占に共通する「競争の実質的制限」要件について、裁判例上、競争自体が減少してある程度自由に価格等を左右することによって市場を支配できる形態が現れているか、少なくとも現れようとする程度に至っている状態を形成・維持・強化することをいうものとされている⁽²³⁾。本判決において（市場支配力の検討において）行われているように、価格支配等の能力を有していれば行うであろう行為が現に存在するか否かを問うことは、わが国における競争の実質的制限に係る検討の過程を透明化する1つの方法として参考となるものと思われる。

わが国においては、審判事件（19条事件）において競争促進的効果等に基づく正当化理由が被審人から主張されることがあり、かかる主張に対して、審判審決において、被審人が主張する正当化理由について競争を促進する目的・機能、手段としての必要性・合理性の有無・程度等の観点から、「公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあるとはいえない事情」ないし「公正な競争秩序への悪影響を覆すに足りる特段の事情」がある場合には当該事情を公正競争阻害性の判断において考慮するものとされた例がある⁽²⁴⁾。当該審判審決が正当化理由を「特段の事情」として位置付けていることは、正当化理由は被審人の主張を待ってはじめて検討されるべきものであって、公取委は、想定し得るあらゆる正当化理由に対して排除措置命令書において先手を打って反論しておくことを要しない（当該記載を欠いても理由付記の問題を生

(23) 東京高判平成21年5月29日平成19年（行ケ）第13号（東日本電信電話(株)による審決取消請求事件、公取委ウェブサイト中の「審決等データベースシステム」にて入手可能）。

(24) 公取委審判審決平成20年9月16日審決集55巻380頁（マイクロソフトコーポレーションに対する件）。

じない) ことを示唆しているものと理解し得るところであり⁽²⁵⁾、その限りにおいて、公取委および被審人それぞれの立証責任ないし証拠提出責任を明確にしたものと評価することができる。しかし、正当化理由の目的、機能、必要性、合理性その他の各要素に関する立証責任ないし証拠提出責任の所在に関する考え方が本判決のように具体的に定式化され精緻化していくためには、(正当化理由が審判請求書および審判手続における被審人の主張をまっぴらして争点となるものであるとすれば排除措置命令の蓄積による精緻化は期待し難いことから、) 審決例ならびに判例および裁判例のさらなる蓄積を待つほかならぬように思われる⁽²⁶⁾。

📖 参考文献

- ・本判決についての和文による評釈として、荒井弘毅・馬場文「ビザマスター控訴審判決について」国際公共政策研究9巻1号(2004)がある。
- ・地裁判決についての和文による評釈として、井畑陽平「ビザ及びマスターカードの排他的内部規約によるクレジットカードネットワーク間競争阻害とシャーマン法1条違反」公正取引621号84頁(2002)および滝川敏明「United States of America v. Visa U.S.A. Inc., 163 F.Supp. 2d 322 (S.D.N.Y. 2001)——カード上位2社のどちらかの取締役会メンバー銀行にもう一方のカード発行を許す規約は、シャーマン法1条に違反しない。その2社がそれぞれメンバー銀行に対抗カード発行を禁止することは同条に違反する」アメリカ法2003年2号437頁(2004)がある。

(平山賢太郎)

(25) もちろん、排除措置命令書において公取委が、命令名宛人から審判において主張されることが予想される正当化理由の一部または全部に対する反論に相当する事実等に係る主張を行うことは、余事記載である可能性はあるとしても、原則として妨げられないものと考えられる。例えば、公取委排除措置命令平成21年9月28日(審決集未登載)(クアルコム・インコーポレイテッドに対する件)および公取委審判開始決定平成16年9月1日審決集51巻621頁(マイクロソフトコーポレーションに対する件)が、相手方を不当に拘束する条件を付して取引を行うに至る交渉等の経緯等を記しているのは、かかる趣旨に基づくものと理解することが自然であるように思われる。

(26) 独禁法の平成22年改正案が将来可決され施行され、事前手続において被疑事業者が提出した正当化理由に係る主張について、事前手続管理官がこれを委員会に報告することとなるとすれば、公取委は、当該正当化理由について排除措置命令書において言及し、さらに、反論に相当する事実関係をあわせて明記する必要性が生じる可能性がある。

判例 米国・EU 競争法

2011年3月26日 初版第1刷発行

編 者 白石 忠志
中野 雄介

発行者 大林 讓

発行所 株式会社 商事法務

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-9-10
TEL 03-5614-5643・FAX 03-3664-8844〔営業部〕
TEL 03-5614-5649〔書籍出版部〕

<http://www.shojihomu.co.jp/>

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。 印刷／横山印刷株式会社
© 2011 T. Shiraishi, Y. Nakano Printed in Japan

Shojihomu Co., Ltd.

ISBN978-4-7857-1854-1

*定価はカバーに表示してあります。